

ハンセン病問題班公開シンポジウム

人間を生きるとは

～ハンセン病問題に学ぶ～

2023年5月26日（金）14：30～

於：北海道教務所講堂（北海道東本願寺会館）

パネリスト



主催：真宗大谷派 北海道教区教化本部 ハンセン病問題班

【ハンセン病とは】

ハンセン病とは、らい菌が主に皮膚と神経を冒す感染症で、現代では治療法が確立され完治する病気です。発症すると手足などの末梢神経が麻痺したり、皮膚に様々な変化が起こったりもします。治療をせずに放置すると身体の変化を引き起こし障害や後遺症が残る恐れもありますが、初期に治療を開始すれば障害も後遺症も全く残りません。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師の名前をとり、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

1940年代には特効薬「プロミン」が登場し、その後治療法が確立し、完全に治る病気となっています。

現在、全国13の国立ハンセン病療養所の入所者数は899人、平均年齢87.6歳となっています。（令和4年7月末）

【タイムスケジュール】

- 14：00 ～ 開場（受付開始）
- 14：30 ～ 開会式・準備
- 14：50 ～ シンポジウム 第1部（60分）
- 15：50 ～ 休憩（10分）
- 16：00 ～ シンポジウム 第2部（60分）
- 17：00 ～ 質疑応答（20分）
- 17：20 ～ 閉会式

【開会式次第】

- (1) 合掌
- (2) 開会の挨拶
（教区教化委員長 錦 秀見）
- (3) 趣旨説明
- (4) パネリスト紹介

【閉会式次第】

- (1) 閉会の挨拶
（社会問題研究部会長 宮本尊文）
- (2) 書籍販売について
- (3) 合掌

【シンポジウム進行内容紹介】

<第1部>

- 1、はじめに（講師紹介・ハンセン病について概要説明）
- 2、関わるきっかけ
- 3、ハンセン病患者への強制隔離政策について
- 4、差別する心について
- 5、回復者との交流の中で

<第2部>

- 6、いま、ハンセン病に学ぶとは
- 7、隔離政策と大谷派の関わり、これからの取り組みについて
- 8、終わりに

【会場参加に当たっての諸注意】

- 当シンポジウムは学習教材として、真宗大谷派北海道教区の動画サイト『北海チャンネル』内で公開、アーカイブ配信する予定です。
その為、会場の様子を本日動画にて撮影させていただきますので、多少皆様のお姿が映り込むことが想定されますこと、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。
- 会場内では携帯電話などの電源をお切り頂くか、マナーモードに設定してください。
- 携帯電話などでの録画や録音、写真撮影はご遠慮ください。
- 施設内はすべて禁煙です。喫煙される方は、2階所定の喫煙スペースをご利用ください。
- 会場内での飲食はご遠慮ください。

【オンライン参加に当たっての諸注意】

- Zoomの録画機能での録画はご遠慮ください。
- 開演中はミュート（消音）の設定をお願い致します。
- 原則としてビデオはオン状態のままにしてください。（休憩時間を除く）
- 接続状況が悪くなった場合には、一旦退出をして、再度接続してください。
- 画面の表示名は、入室時に氏名に変更してください。
- 事務局への連絡は、チャットでお願いします。

◎資料1 「虹波」とは？

戦時中、国立ハンセン病療養所・菊池恵楓園（熊本県合志市）の入所者に対し、陸軍が「虹波」（こうは）と名付けた薬剤を投与する人体実験を行い、9人が死亡したことを示す文書群を、同園が初めて開示した。同園での人体実験で死者が出ていたことは知られているが、1次資料の全容が明らかになったのは初めて。死者や重体患者が相次いでも軍囑託の医学者たちが投与を続けたことが記されており、専門家は「当時の医学倫理に照らしても残酷な人体実験で、文書群を検証すべき」と話している。

（「京都新聞」2022年12月5日記事より引用）

◎資料2 「菊池事件」とは？

▼第一の事件

熊本県菊池郡水源村（現在の菊池市の一部）の村役場衛生課職員（当時50歳）の自宅にダイナマイトが投げ込まれたのは1951年8月1日のことであった。ダイナマイト自体は完全には爆発しなかった。衛生課職員とその子供が軽傷を負った。

警察は、同村の住民・Fさん（当時29歳）を容疑者と断定した。Fさんはハンセン病に罹患しているとしてハンセン病施設国立療養所菊池恵楓園への入所を勧告されていた。この入所勧告を被害者職員の通報によるものと逆恨みしての犯行とされた。Fさんはこのダイナマイト事件で逮捕された後、恵楓園内の熊本刑務所代用留置所（外監房）に勾留され、裁判は熊本地裁菊池恵楓園出張法廷で行われた。裁判ではダイナマイトの入手先が解明されなかった。Fさんに対して1952年6月9日に熊本地裁は、殺人未遂と火薬類取締法違反で懲役10年の有罪判決を宣告した。Fさんは控訴・上告したが、1953年9月15日に最高裁で上告が棄却され、有罪が確定した。

▼第二の事件

Fさんはダイナマイト事件一審判決直後の1952年6月16日に恵楓園内の菊池拘置所から脱獄した。ところが、3週間後の7月7日午前7時ごろ、村の山道でダイナマイト事件の被害者職員が全身20数箇所を刺され惨殺されているのが登校中の小学生に発見された。その6日後、山狩りをしていた警官や村人らによって発見されたFさんは、崖の上の小屋から飛び降り、畑を通過して逃げようとした際に拳銃で4発撃たれ、右前腕に貫通射創を受けて逮捕された。

Fさんは逃走罪及び殺人罪で追起訴され、公判は熊本地裁菊池恵楓園出張法廷で行われた。検察はこの犯行を「執拗に殺害を計画し、一回目は失敗し、二回目に達しており、復讐に燃えた計画的犯行」とした。1953年8月29日に熊本地裁はFさんに死刑を宣告した。Fさんは控訴・上告したが、1957年8月23日に最高裁が上告を棄却し死刑が確定した。

懲役刑および死刑の確定後もFさんは通常の刑務所や拘置所に移送されることなく、恵楓園内の菊池医療刑務支所に収容されたまま3度の再審請求を行った。いずれも棄却された。1962年9月14日午前中、Fさんは福岡拘置所へ移送となり、同日午後1時ごろ死刑が執行された。3度目の再審請求が棄却となった翌日のことであった。

▼裁判

第一の事件と同様、第二の事件も、最高裁判所の決定に基づき、審理は裁判所ではなく療養所内に設置された特設法廷で行われた。そのうえ裁判官、検察官、弁護人らは感染を恐れ、白い予防服とゴム長靴を着用し、ゴム手袋をはめた手で証拠物を扱い、調書をめくるのには火箸を使っていたという。

なお国の委託を受けた日弁連法務研究財団は、2005年3月、調査報告書で「手続的保障が十分に尽くされ（ていた事件かという）視野に立った場合、菊池事件は、到底、憲法的な要求を満たした裁判であったとはいえないだろう」と指摘した。

(Wikipedia より参照)

◎資料3 ハンセン病に掛かる偏見差別の解消に向けた施策検討会報告書

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書(2023年3月)

ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の概要

- 1. 国はハンセン病に係る偏見差別を解消する責任があるという基本認識の共有を**
ハンセン病に係る偏見差別は国の関連政策によって作出助長されたもので、その責任に基づき、国全体で偏見差別の解消に取り組む必要があるという基本認識を明示的に共有するため、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂や各省での実施プログラム作成を検討すべき
- 2. ハンセン病に係る偏見差別を解消するために国をあげての取り組みを**
これまでの国の施策は、厚生労働省、法務省、文部科学省等が個別に実施し進捗が十分でないため、国は実態の根本的な転換を図り、関連省庁が連携した国として継続性のある体系的な施策の実施体制を構築すべき
- 3. ハンセン病に係る差別ないし差別被害の全国的な実態調査を踏まえた取り組みを**
ハンセン病に係る偏見差別の実態を踏まえた有効な施策を実施するため、国は実態を正確に把握する調査を早急に実施すべき
- 4. 人々の行動変容ないし意識変容に結び付く人権教育啓発を**
人権教育啓発に関する施策・事業はハンセン病問題に関する知識を習得させることに偏っているため、国は、人々の行動変容ないし意識変容に結び付く、実効性の高い施策・事業に強化させるべき
- 5. ハンセン病の病歴者・家族が安心して相談できる窓口の拡大などによる被害救済、被害回復を**
ハンセン病に係る偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族を苦しめているため、国は、ハンセン病問題に特化した相談窓口を拡充するほか、法務省人権擁護機関の調査救済活動を見直すことで、被害救済、被害回復を図るべき
- 6. 人権教育啓発活動にハンセン病の病歴者・家族の「語り」の導入を**
ハンセン病の病歴者・家族の「語り」は、国の組織政策の語りや偏見差別の被害の甚大さ、ハンセン病問題が「自分事」であることを聴き手に体感させる意義があるため、国は、プライバシーに配慮した「語り」の記録・保存・活用と、それにふさわしいサポート体制を保障すべき
- 7. ハンセン病に係る偏見差別を解消するために地方公共団体の取り組みの拡充を**
地方公共団体にも国の関連政策、無らい県運動に参加した責任があるため、地域間格差をなくし、全ての地方公共団体が主体的にハンセン病に係る偏見差別の解消に取り組むべき
- 8. 事業の効果検証に基づき内容を見直すPDCAサイクルの導入を**
国・地方公共団体等によるハンセン病問題に関する多くの事業が存在しても、ハンセン病に係る偏見差別は解消されていないため、事業の目的と達成すべき課題を明確に定め、事業実施で達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図るPDCAサイクルを構築・実行すべき
- 9. 「国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)」の創設を**
従前の国の施策における省庁間の連携には限界があるため、国は、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による体系的な取り組みが可能な体制を構築すべき

※ 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」は、「ハンセン病家族被害救済請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣府大臣閣議」(令和元年7月12日閣議決定)等を受けて設置された三省協議(厚生労働省、法務省及び文科省の大臣級発言等)が主体として設置された。検討会は有識者会議と当事者の民間会から構成され、ハンセン病に係る偏見差別の現状と実態の把握、国にこれまでどの施策の効果が認められ、偏見差別の解消のために必要な施策等をまとめるため、2021年7月～2023年3月まで開催。

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書(2023年3月)

ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の全体像

1. 施策の実施に当たって国等が前提とすべきこと

(1)基本認識の共有	(2)基本認識を明示する計画・プログラムの作成	(3)国を挙げた地際実施体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病に係る偏見差別は国の関連政策によって作出助長された 偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族等を苦しめている 偏見差別の解消は、それを作出助長した責任に基づき、国全体での取り組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂の検討 - 2002年の策定後、「ハンセン病患者・元患者等」の項目は、改訂なし 厚生労働省、法務省、文部科学省の「実施プログラム」の策定の検討(基本計画を踏襲) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省、法務省、文部科学省の各省単独の取り組みの解消 関連省庁が連携した国として継続性のある体系的な施策の実施

2. 個別・具体的な施策に対する提言

(1)全国的な実態調査	(2)行動・意識変容の促進	(3)被害の救済・回復	(4)被害者の「語り」の関与	(5)地方公共団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 偏見差別の現状を把握する住民意識調査 学校における差別被害の実態調査 ハンセン病人権教育の実施状況調査 被害者退所者の再入所の要因分析 資料分析結果の活用 - 家族訴訟の原告陳述書等、行政処分事件の差別文書 	<ul style="list-style-type: none"> 各省の普及啓発に関する施策・事業の改善 教科書の記述の充実、学習指導要領の改訂 啓発資料等の活用 - 教科書を補完する中学生用パンフレット、啓発シンポジウム、地方公共団体への委託事業、教育現場への情報発信、国立ハンセン病資料館等 授業担当者等の教育力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題に特化した相談窓口の拡大 法務省人権擁護機関の調査救済活動の見直し 人権擁護事件における任意調査の修正 「差別」「差別被害」概念の是正 国連「リ」原則に基づく国内人権機関の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の「語り」が果たす役割・意識の醸成 当事者の「語り」の記録・保存・活用 「語り」に伴う負担・義務に対するサポート体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 退所者・家族等も対象に含めた研修・啓発事業の拡充 地方公共団体での相談体制・相談窓口の充実 病歴者・家族の語りを継承する「伝承者」の育成 地域の関係団体等によるハンセン病問題に関する意見交換会等の実施

3. 提言の実現に向けて

(1)PDCAサイクルの導入	(2)国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)の必要性
<ul style="list-style-type: none"> 対象:厚生労働省、法務省、文部科学省、地方公共団体等が実施する全ての事業 事業の目的と解決すべき課題を明確に定め、事業実施によって達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図る 新たな実施機関の必要性も検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病に係る偏見差別の解消を図るため、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による体系的な取り組みができる体制を構築 所管範囲:ハンセン病に係る偏見差別を解消するために必要な教育、啓発、人権救済・相談活動全般 組織形態:運営委員会と事務局を設置。運営委員会には相当数の当事者の参加を検討 実現に向けた検討課題:独立行政法人としての設立可能性(既存組織の改編・拡充、人員の確保と予算措置等)、ハンセン病問題に関わる既存組織・運動体や既存施設・事業等との調整 センター構想の実現に向けた検討組織を着ちに設置すべき

ハンセン病隔離政策の歴史と実態、その現在性について

弁護士 徳田 靖之

1 ハンセン病隔離政策の歴史とこれを支えた考え方

- (1) 隔離政策の開始 1907(明治 40)年 法律「らい予防に関する件」の制定
先進国たらんとする帝国日本の恥(国辱論)
- (2) 隔離政策の強化 1932(昭和 7)年 「旧らい予防法」の制定
戦争体制確立のための大和民族の浄化(民族浄化論)
「らい根絶 20 年計画」の策定
- (3) 隔離政策の継続 1953(昭和 28)年 「新らい予防法」の制定
ハンセン病の感染拡大から社会を守る(社会防衛論)

2 ハンセン病隔離の本質と特徴

- (1) 日本のハンセン病隔離の特徴は、絶対隔離絶滅政策である点にある。

絶対隔離 すべての患者と疑われるものを隔離、僻地、孤島、有刺鉄線

終生隔離 外出の制限、退所規定の不存在

絶滅政策 優生手術の強制

- (2) 世界に例がない 3 つの政策

- ① 労働の強制 療養所内のすべての作業を患者に強制
- ② 優生政策の貫徹 結婚の条件としての断種手術 夫婦舎の非人道性
- ③ 無らい県運動の展開

3 無らい県運動による差別の社会構造の形成

(1) 無らい県運動とは

無らい県運動は、戦前、戦後2度にわたって展開された、官民一体となった患者・家族の「炙り出し」、排除行動。

(2) 無らい県運動の特徴

家族が潜在的感染者として標的にされたこと

住民、教師などによる通報が組織的に行われたこと

近所、学校、親戚が排除を担ったこと

(3) 差別の二重構造と社会の加害者集団化

ア 差別の根幹は、国が作り上げる、しかし、末端で、患者や家族を直接に差別し、排除する、加害者の役回りを演じさせられるのは、社会の側の一人一人。

イ 差別が社会構造化するのは、次の2つの要素が関与する。

第1は、国策としての差別排除、

第2は、社会の大多数が、地域や学校を守るための正義の行動との認識で差別排除に加担すること

ウ こうして、患者や家族は、差別されるべき存在としての位置づけが定着する。

(4) 無らい県運動と家族の被害

ア 学校での被害

イ 地域での被害

ウ 結婚、就職での被害

4 ハンセン病問題における差別の現在性

(1) 宿泊拒否事件の際の誹謗中傷文書の意味するもの

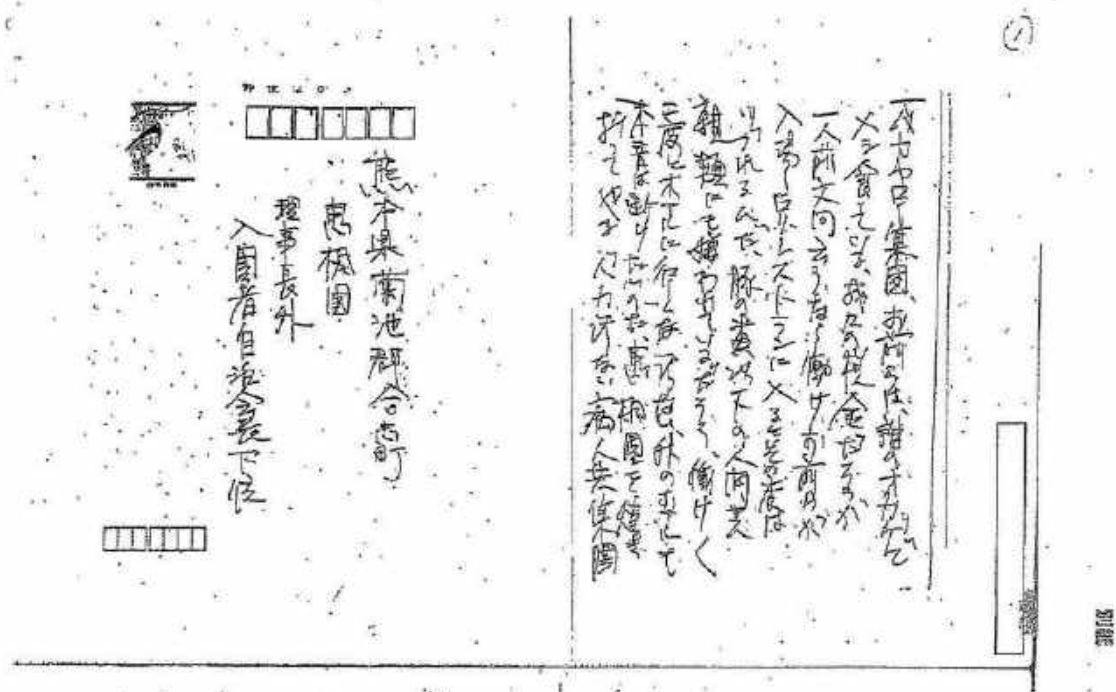
別紙資料を参照してください。

(2) 離婚差別は、今も継続する。

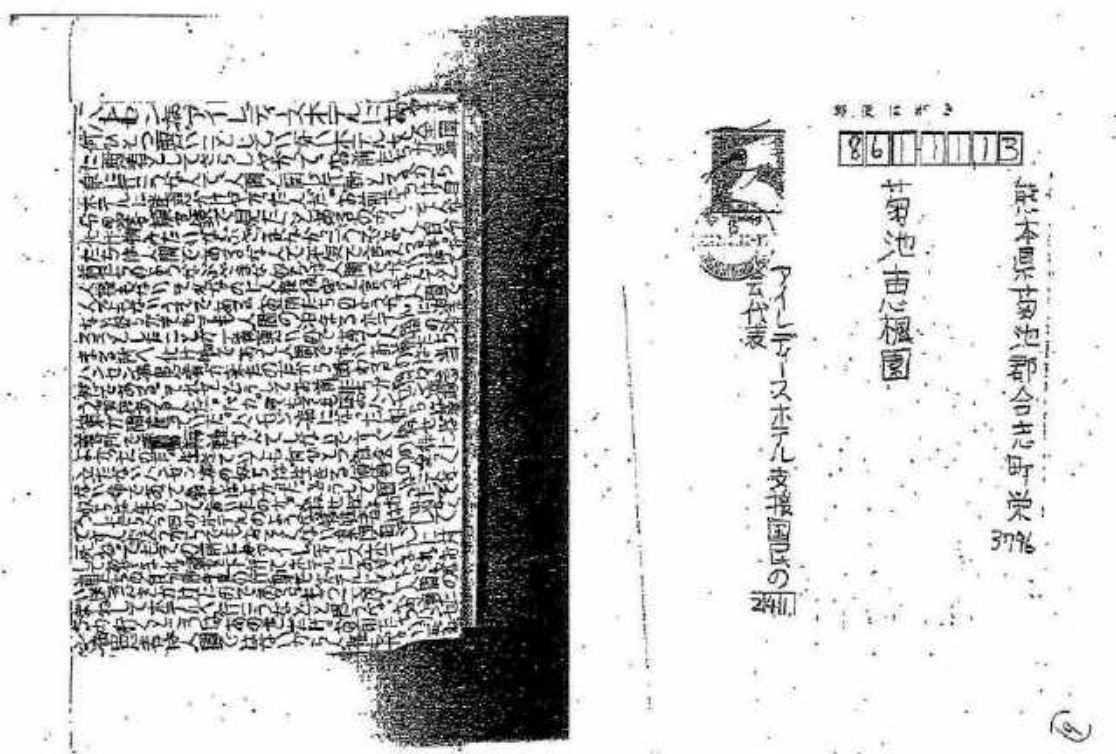
(3) 大阪市社会福祉協議会の市民意識調査の意味するもの

別紙資料を参照してください。

徳田靖之氏 資料1 誹謗中傷手紙①



徳田靖之氏 資料2 誹謗中傷手紙②



131

元ライ患者の皆さん。

私はライについて研究し正しい知識を持っている一人だ。しかし君らと同宿になった場合、または混浴になったとき、私は即座に宿を引き払い、爾後その宿には投宿しない。

君等の人権を理論的には認めることができる、だが私の自己防衛本能は君等を忌避する。当該ホテルは一般人の気持ちをよく知っている、と言はざるを得まい。私がホテルの責任者であっても、同じように回答しただろう。

気の毒だが君等が一般人となんら分け隔てなく交流できる日はまだ遠い事を自覚してもらわないと、他人に迷惑をかける事になる。

今度の一件で君等にはそれがよく理解できたと思う、今後の自重自戒を求めてやまない。

今までのライ患者に対する偏見のしっぺ返しに、居丈高に人権を振り回し、反論できぬ相手をいたぶるのは朝鮮人がよく用いる手で汚いやり方だ。間違っても慰謝料など請求してはいけない。そんな事をすると、ますます世間の同情を失い、君等の悲願の社会復帰の日は来なくなるぞ。

古人曰く、人を呪えば穴二つ と。 身分を明かさぬ無礼を、許されたい。

徳田靖之氏 資料4 誹謗中傷手紙④

此書、老之病、不患春、病拒否向、疑心、新私、字、若、
因は、「意法に及まず行な」差創や、備見、子、減、子、意、
刊事、告、衆、「予、心、側、は、金、もう、け、り、企、業、並、理、か、ら、い、
等、と、批、判、之、れ、し、ま、す、か、元、徳、者、違、い、そ、う、の、意、
見、け、て、は、ま、あ、い、て、随、時、料、を、平、に、し、ま、う、と、
皆、自、願、の、考、え、て、い、る、の、も、同、な、い、と、い、ふ、あ、ま、ま、に、対、し、
相、手、が、辨、罪、し、て、い、る、に、も、亦、か、わ、ら、ぬ、ま、れ、に、対、し、一、向、
目、を、掲、げ、し、人、を、誹、刺、有、意、持、ち、法、律、が、ら、び、ら、る、各、お、事、な、
不、徳、者、違、は、強、交、な、慰、安、を、す、と、い、ふ、予、更、の、以、て、一、き、如、
心、の、お、り、ら、ん、と、い、ふ、心、の、お、り、ら、ん、不、幸、な、病、氣、に、
か、か、た、ら、ぬ、か、天、地、先、に、罪、を、し、之、を、折、り、お、た、ら、ぬ、と、
思、ひ、ま、す、元、徳、者、違、は、名、の、平、金、に、有、り、し、氣、付、け、
お、氣、負、に、思、ひ、ま、す、私、が、恥、づ、く、大、勢、の、人、に、お、の、れ、ま、
偽、信、と、い、ふ、ま、す、一、た、(其、の、前、に、老、之、病、は、か、ら、ぬ、
後、を、い、ふ、ま、す、誤、明、を、教、て、お、ま、す、と、也)

- ①元徳者違と違と一語にお凡匠に水手本?
- ②和勝と違と一語に金事おまき本?
- ③握手お出事本?
- ④同差おまき本?
- ⑤お心側のお身は意法に及まず行なからい否と
思ひまき本?

各顧問に金負か首を楯に振るは、
⑤の領向に對しては猶猶、い、事、お、今、大、時、は、自、分、は、猶、猶、
取、り、止、ま、ら、ぬ、ま、す、と、い、ふ、此、れ、お、同、一、線、の、本、善、事、
吾、問、の、人、違、(必、忠、誠、の、又、違)お、大、て、之、の、心、は、い、
否、善、事、の、お、り、に、た、り、ま、す、事、業、に、當、り、思、ひ、心、は、須、知、人、氣、
権、利、を、か、り、ま、す、と、い、ふ、意、商、の、活、動、を、す、ま、す、は、
我、が、身、に、知、り、ま、す、人、間、(身、同、し、知、り、ま、す)た、い、思、ひ、
一、ま、す、一、た、り、ま、す、若、才、違、は、健、常、者、と、い、ふ、ま、
老、之、病、患、者、と、い、ふ、ら、い、思、ひ、考、え、然、病、に

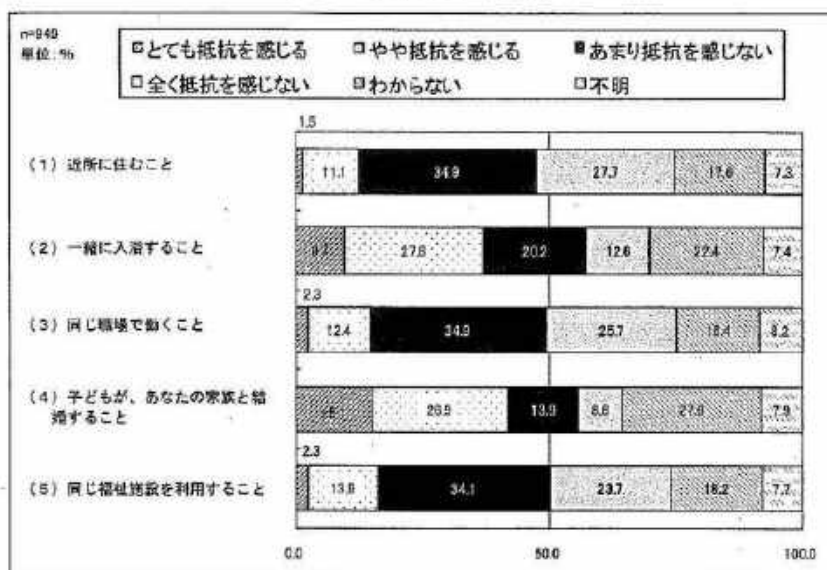
なきりま、物、事、と、違、の、立、場、に、ま、す、考、え、て、か、は、
い、ま、し、ま、す、
女、性、の、ま、り、家、業、し、と、い、ふ、氣、負、の、晴、れ、と、い、ふ、得、ま、す、ま、り、ま、
権、利、を、任、憑、に、お、り、ま、す、思、ひ、ま、す、

幸、春、之、人、

2-1-(6) 態度や行動について

問 15. あなたは、ハンセン病回復者の次のような状況についてどれくらいの抵抗を感じますか。それぞれについてお答えください。(それぞれについて〇は1つ)

【図 ハンセン病回復者への抵抗感】



ハンセン病回復者に対する抵抗感についてたずねたところ、(1)近所に住むことという設問では、「あまり抵抗を感じない」が34.9%ともっとも高く、次いで「全く抵抗を感じない」が27.7%、「わからない」が17.6%となっている。また、「とても抵抗を感じる」と「やや抵抗を感じる」の合計[抵抗を感じる]は、12.5%となっている。

(2)一緒に入浴することという設問では、「やや抵抗を感じる」が27.6%ともっとも高く、次いで「わからない」が22.4%、「あまり抵抗を感じない」が20.2%となっている。また、「とても抵抗を感じる」と「やや抵抗を感じる」の合計[抵抗を感じる]は、37.3%となっている。

(3)同じ職場で働くことという設問では、「あまり抵抗を感じない」が34.9%ともっとも高く、次いで「全く抵抗を感じない」が25.7%、「わからない」が16.4%となっている。また、「とても抵抗を感じる」と「やや抵抗を感じる」の合計[抵抗を感じる]は、14.7%となっている。

(4)子どもが、あなたの家族と結婚することという設問では、「わからない」が27.6%ともっとも高く、次いで「やや抵抗を感じる」が26.9%、「とても抵抗を感じる」が15.1%となっている。また、「とても抵抗を感じる」と「やや抵抗を感じる」の合計[抵抗を感じる]は、42.0%となっている。

(5)同じ福祉施設を利用することという設問では、「あまり抵抗を感じない」が34.1%ともっとも高く、次いで「全く抵抗を感じない」が23.7%、「わからない」が18.2%となっている。また、「とても抵抗を感じる」と「やや抵抗を感じる」の合計[抵抗を感じる]は、16.2%となっている。

<ハンセン病隔離政策と宗教に関する資料>

大谷派関係

- ①国立の癩病患者収容所は此程東京府下に新設せられたる事なるが、世に最も憐れむべき境遇に在る此等の患者に対し、如来の慈光に浴せしめ、慰安を与ふるの必要を認め、当局者より本山へ交渉ありしかば東京養育院蓮岡教師は、献身進んでこれが担当する事となりたり、彼の天平の頃、光明皇后の垂救の慈懐の事など俾ばれて尊し。

(『宗報』1910年2月号)

- ②徹頭徹尾、絶対の信仰に依って安住せしめねばならぬ。夢々、方便假説を以て迷信的療病の難行を強いるべからずである。

假令、穢身は一廓に檻禁されて居ても、霊は光明ある宇宙の法界涯に逍遙して法喜悦予窮り。

(本多慧孝『救济』第3編第4号1913年)

- ③癩患者は、いち早く癩を自覚すれば、あるや無しやのこの世、善導大師の到る処愁嘆の声のみの六道流転の夢より始めてさめたる心地に、魔境停るべからずとなし、癩絶滅のため皇国のため、人類の幸福のため、雄々しくもたゞひとり療養所の門をたゞたけば、何等の後顧の憂ひ無く、家族に伝染せしむる事なく、血統は永遠に清められ、九族は一層にさかえるのである。(『癩絶滅と大谷派光明会』大谷派光明会1931年)

- ④何が故にわれ等は、この人生悲痛中の悲痛たる癩の悩みより救われむとするか、これ社会や国家や他人のためや、自己自身の利害のためにするのではない。大慈悲のためである。永遠の理想生命のためである。われ等の全生命のために、悲しむべきを悲しむのである。

(同)

- ⑤私共病者の心理をご理解下さらぬ人々は「天刑病者よ、血統病者よ、只何事も運命と諦めろ」と教へて下さいますが、私共病者自身には仲々そう容易に諦め切れぬ悩みが有ります、凡夫の悲しみに御座います。

然し幸ひにも近頃貴会の如き有力なる団体が患者心理を掘んで其処より真に深いご同情とご理解とを以ってご活動下さる事は今迄暗澹たる私共病者の前途に一道の光明を与へたれる事と深く喜び亦力強く思ふて感謝致して居ります。

(『真宗』1932年3月)

- ⑥皆さんは、ここに生きる道をお見出しになって精進せられんことを望みます。皆さんは自分かわるくて病気になったのではないのだから、国家のために、多くの同胞のために、ここに家を離れて病気を保養しておるのである。

皆さんが静かにここに在ることがそのまま沢山の人を助けることになり、国家のためになります。だから皆さんが病気と戦うてそれを超越してゆかれることは、兵隊さんが戦場に働いてをるのと変わらぬ報告尽忠のつとめを果すことになるのであります。

皆さんはどうぞこの積極的な意義に眼覚めて元気よくおくらしになるように念じます。

(「入園者の行くべき道」暁烏敏『愛生』6号1934年)

⑦皆さんは余り好ましくない病気に罹つてゐる。或る宗教はそれを天刑であるとしてみます。併し私はさうは考へません。皆さんは特別な御用があつたのであります。皆さんが此處にをられてレプラバチエレンを食ひ止めてをられることは国家的であり人類的であります。第一線に召されるのも皆さんが此處にをいでになるのも總て御心であります。御心のまゝなのです。

召されぬのも御奉公の道があるからです。私には私の御奉公の道が與へられてゐます。その各の道に精進して行く事が忠義の道であります。…

皆さんが喜びの中に、感謝の中に 陛下の大御心を戴く事を願つています。

(「感謝ということ」 暁烏敏『愛生』12巻5号1942年)

キリスト教関係ほか

⑧本園は病院と異なり慈愛に富み給ふ全能なる神の聖旨を奉戴して憫然なる癩病患者を尉籍救養し且つ広く癩病患者に対し福音を宣伝するを以て目的とす。

(「慰廃園規則」1904年)

⑨身延深敬病院は斯の無告の者を収容れて暖い信仰の慰安と丁寧な治療の救済とを与へて、患者をして歓喜と光明との充満しておる間に安心に余命を終わらせようとする佛事を行してをる所であります。兼ねては隔離消毒の方法を嚴重にして日本の国の体面を洗してをる処の恐しき病を撲滅することの資助を行してをる処であります。

(「身延深敬病院十万一厘講の趣旨」1906年)

⑩彼等の苦痛は無益でないことを知りて大なる慰藉を受け斯かる有難き宗教を信奉するに至れるは癩病に罹りたるためである。古来癩病は「天刑病」と謂はれてあるが実は「天恩病」とであると言って日夜天主に其鴻恩を感謝しているのである。

(「琵琶崎待勞院の事業」1922年)

⑪療養所は犠牲の礎の上に築かれた地上の樂園でなければならない。現世のすべての希望を絶たれた者に対して、私たちは最大の同情をそそがなければならない。自分からすすんで療養所に入る患者は、自分の養生のためばかりで行くのではない。祖国の血を浄めるために、人間最高の犠牲をあえてするのである。私はこうした人に対して社会は敬意を表すべきであると思う。わが復生病院は…略…、この犠牲にもとづいた樂園の建設に向かつては、他のどの療養所にも劣らぬ努力をしている。

(「祖国の血を浄化せよ」 岩下壮一1937年)

⑫十字架の贖罪にしめされた天主の愛を知り、新生を経験した癩者の魂は、かつては自らの生ける屍を埋めるために来た墳墓である癩園を、聖寵の花園に変える。肉親との離別の寂寥、病まざりしならば知り得たであろう人間生活の諸々の愉しみ、病気の肉体的苦痛、それらをすべていと小さい犠牲として捧げる。それらは云いがたい靈魂の富となって、彼の中に浄らかな喜びを溢れさせるだろう。

(「癩と信仰」 光岡良二『声』1954年6月号)

訓覇 浩氏 資料2

伊奈教勝さんの言葉 『ハンセン病・隔絶四十年 人間解放へのメッセージ』より

浄土が「清浄ナル土」ということと、更に「土ヲ浄ムル」ことの意味を持つものであるとするならば、かつて「祖国浄化」のもとに国から排除された者にとって、「浄化」された祖国とは何であったのか。やがて祖国が浄化されて、「浄土」となった時、「らい」を病んだ者は永遠にその外に位置しなければならないのであろうか。「祖国浄化」のために、患者を「穢」としてとらえ、国の法律をもって強制隔離をした、わが国の世論もまた「隔離やむなし」として容認したのではないのであろうか。

親鸞は『教行信証』真仏土巻に「真仏土」を釈して、「土ハ亦是し無量光明土ナリ」と述べている。また「光明ハ智慧ノカタチナリ」とも説明している。真実の「浄土」とは、本当のものを知りうる智慧によって、本当のものが見えてくる世界のことである。排除して浄化された国土が、本当の世界であるとは考えられない。

強制隔離をうたっている現行の「らい」予防法が改正され、失った人格をとりもどし、人権が確立し、「特別の人たちではない。普通の人たちとして友だちになってほしい」のである。排除され、隔離された者が真に「人間回復」を成就するのである。その時、私たちにあって、ここが「浄土」となるのである。

(「ハンセン病の島からのメッセージ」「人間回復の橋」より 44頁～45頁)

排除され、隔離された者が、運命共同体としての同歎同苦の心を結び、捨てられたもののみが持つ「世を捨てた」思いが、隔離の島を「楽土」としたいという悲願に生きてとしても責められることはない。そしてそこに足を運んだ人も、それを受け容れた人も、隔離を前提として、それを動かすことのできないものとしてうべなことは覆うべくもない事実である。(同 「人間回復の橋—長島大橋への悲願」57頁～58頁)

「らい」を患った者にとりましては、自己を語るということは、しょせんは家庭・家族のことに触れなければならないのであります。そしてそのことを語らなければ、罹病した者の真の痛みを理解してもらうことにはならないことを知っており、それ故に苦痛を伴うのであります。(同 「貝」23頁)

「隔離の必要のない証し」としての橋は、私たちに大きな解放感を与えてくれました。いつでも入れる橋であり、誰でも自由に出入りできる橋であります。しかしながら今でも、この橋が私たちにあっては、家郷とつながっていないという現実があります。

私たちの多くの方は、自分を語りたくないと思っています。自分の過去を語れば、おのずから自分の家を語らなければならないからであります。発病してからの家族との交流の中に起伏した、多くの痛みに触れることは耐え難いことでもあります。自分を語るということは、その痛みに再び触れなければならない。

しかし、心ならずも発病によって起きた、家族と対峙しなければならないという現実には、家族とともに痛みを分け合うものであったのであります。そして、このような状況に追いやったこの国の「らいの歴史」、「らい」に対しても「人の世の冷たさ」(水平

社宣言)のある現実の社会のありように、適確に対峙しなければならないのであります。

「らい予防法」が改廃されても、偏見と差別は変わらないだろうという意見があります。しかし、小さな一つの声でも、たゆまなく上げて行かなければ、一步の前進もないのであります。それはそれを負荷している者の責任であると思っています。

(同 「療養所はいま」 21 頁～22 頁)

訓覇 浩氏 資料3

第4節 大谷派の慰安教化

大谷派の機関誌『宗報』（現『真宗』）におけるハンセン病問題に関する初出記事は、「癩予防ニ関スル件」施行の翌年、一九一〇（明治四三）年二月号の、任免辞令欄にある「一月二十五日 全生病院布教ヲ命ス 蓮岡 法麟」という記事である。そして同号には「癩病院患者の慰安」【資料23】と題する一文が掲載されている。

この短い一文には、国策への呼応、「救済」の内実、そして皇恩の強調という、その後長く続けられた大谷派教団とハンセン病療養所との関わりの性格が端的に表れている。大谷派における、ハンセン病を患った人たちへの慰安教化の歴史は、隔離政策の始まりと共に本格的にスタートしたのである。

そこで、この三つの視点から「慰安教化」の性格をみていきたい。まず、国策への呼応から「慰安教化」が始まったということであるが、このことは大谷派におけるハンセン病問題との関わりの大きな特徴といえる。私立療養所の設立者たちの関わりの動機が、自らが出会ったハンセン病患者を救済したいという強い気持ちであるのに対して、大谷派の関わりの動機は、隔離政策を推進する政府当局者によって準備された宗教者としての役割を果たすということであった【資料24・25】。真宗大谷派光明会の設立は、まさしくその象徴であった【資料26】。

光明会は、一九三〇（昭和五）年一月に、「大谷派社会事業協会」によって今後の大谷派の社会事業のあり方を定めるべく開催された「大谷派全国社会事業大会」においてなされた「癩に関する啓蒙根絶的施設推進、癩患者の救護家族の慰問等を完備するため光明会を起すこと」という決議を受けて結成されたものである。理事に武内了温が就任し、宗派をあげて取り組むべく、総裁には裏方大谷智子が就いている【資料27】。ちなみに、一九三一年は、「癩予防ニ関スル件」が、「癩予防法（旧法）」に生まれ変わり、ハンセン病患者に対する絶対隔離政策が、国策として強力に推進されていく節目の年であり、官民挙げての隔離による癩絶滅運動の推進が叫ばれていく時期でもある。光明会の発足は、このような時代状況を強く反映したものであった。

光明会は発足と同時に各療養所への視察や慰問、「同情金」の募集、療養所への寄付、啓発記事の『真宗』誌掲載、リーフレットの作成、「「癩絶滅」小ポスター」【資料28】の派内全寺院への配布など、活発な活動を行っている。中でも、光田健輔が園長を務める長島愛生園の開園当初に、納骨堂建立に深く関わったことは、慰安教化を象徴する活動といえよう。

これらの経緯からも、大谷派の僧侶たちに求められた教化は、療養所の中で安寧に生活を送れる精神をどう養っていくかであった。それに応える形で、隔離を受容することを説いていく教化が一貫してなされていった。

そのことは、「皇恩の強調」の項でたずねたとおり、皇室が担った役割と重なるものである。

大谷光暢法主（当時）の裏方（妻）の大谷智子は、久邇宮邦彦王の三女であり、昭和天皇の妻・良子（香淳皇后）を姉とする。智子は、光明会総裁として長島愛生園の納骨堂設立の寄付金を贈呈し、除幕式に参列している【資料29・30】。このように、皇室の役割を民間のところで補充していったのが宗教者たちであった。

しかし、実際に療養所へ入っていった僧侶たちは、入所者に大きな信頼を得て受け入れられていった。それは、光明会の設立の中心となった武内了温が、光明会の事業を「自己自身の生命的事業」と位置づけていくように、国家政策への協力ということもまた、宗教的信念のほとばしりの中でなされていったのである。そこには、療養所に入っていたものと、それを受け入れたものとの自己完結が成り立っていた【資料31・32】。

人間の尊厳が踏みにじられているという事実を覆いを被せてしまうということ、それは往往にして「被害」と語られない。しかし被害と語られないその行為こそ、究極の人権侵害と言わねばならないものであろう。そこに関わったのが、天刑病や業病という諦めを説くより根の深い、人間を超えたものとしての天皇の仁慈と一つになったところで展開された、「慰安」「救癩」という名の「教化」であったといえよう。

(『ハンセン病問題に学ぶ学習資料集』55頁～56頁)

【MEMO】
